

13

保健医療提供体制交付金（仮称）と 保健医療提供体制推進事業補助金（仮称） (スキーム)

保健医療提供体制交付金（仮称）と保健医療提供体制推進事業補助金（仮称）の流れ（スキーム）

I. 都道府県による保健医療提供体制事業計画の作成

○都道府県は、国が示す医療機能、患者の疾病動向等の指標に沿って、地域のニーズを把握し、るべき保健医療提供体制の目標（数値目標）を「保健医療提供体制事業計画」に明示。同時に、当該計画を達成するために必要な施設整備や事業に係る金額を算出。

II. 国による交付額・補助額の算定

○国は都道府県の作成した「保健医療提供体制事業計画」について、客観的な基準によって優先順位を確認。交付額・補助額は都道府県が算出した金額を基に、一定の算出方法により算出した金額を交付。

III. 都道府県による保健医療提供体制事業計画の実施

○保健医療提供体制事業計画に基づいて交付された交付金・補助金により、都道府県において地域の保健医療提供体制を構築（交付金については、国による細かな指導や関与はなく、「保健医療提供体制事業計画」の範囲内であれば使途に裁量がある、統合補助金についても補助事業の執行・事務手続きなどについて簡素化を図り、都道府県の自由度を高める。）。

IV. 都道府県による政策評価の実施（計画の見直し）

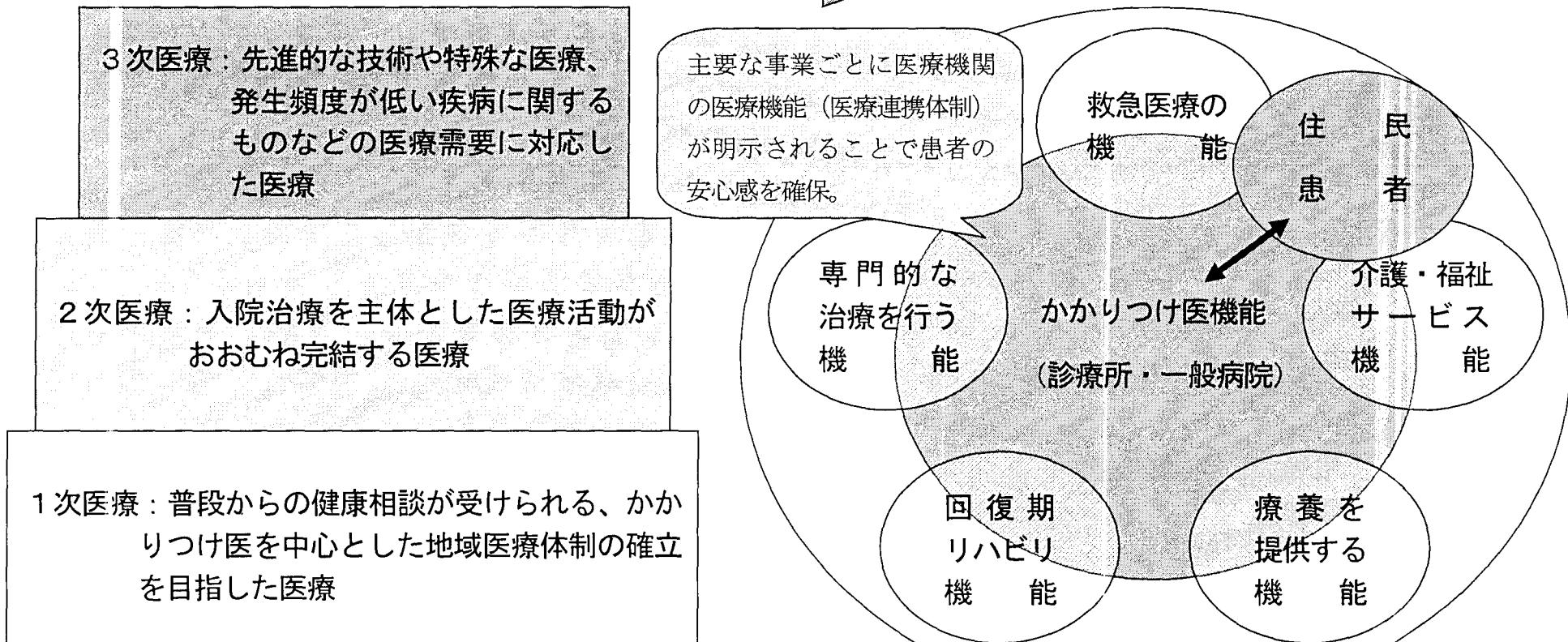
○都道府県は、国が示す政策評価項目に沿って、地域の保健医療提供体制を個別に政策評価し、次年度以降の施設整備や事業に係る見直しを実施。

都道府県が支援する医療連携体制

～ 住民に安心感を提供する医療連携体制の明示 ～

階層型構造の医療提供体制から住民・患者の視点に立った医療連携体制への転換

〔これまでの医療計画の考え方〕 → 〔新しい医療計画の考え方（イメージ）〕



「現在の医療計画制度の問題点」

- (1) 患者の実際の受療行動に着目するのではなく、医療提供サイドの視点で構想。
- (2) 地域の疾病動向を勘案しない量的な視点を中心に構想。
- (3) 地域の医療機関が担える機能に関係なく、結果として大病院を重視することとなる階層型構造を念頭に構想。

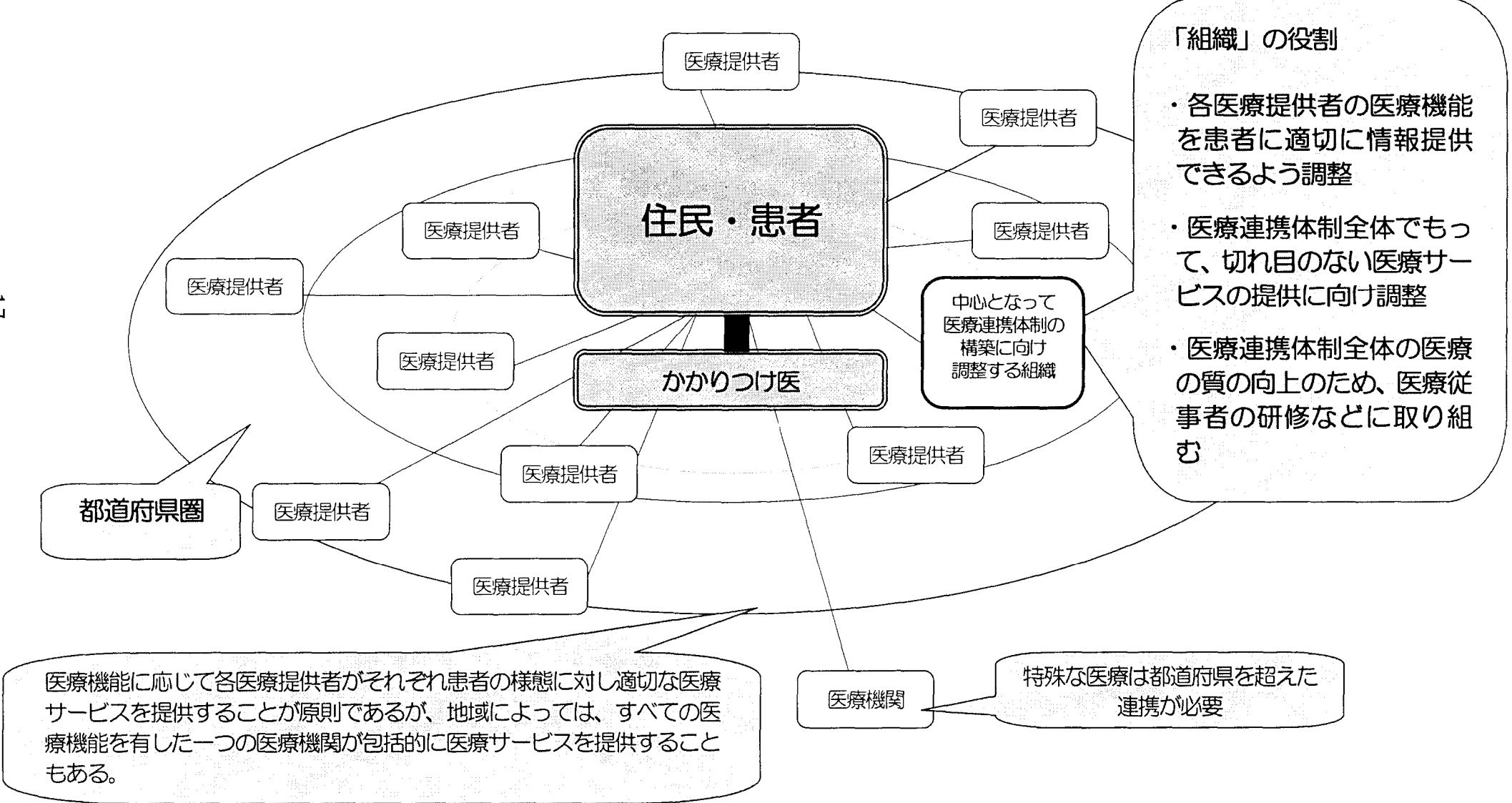
《新たな医療計画制度での医療連携体制の考え方》

- (1) 患者を中心とした医療連携体制を構想。
- (2) 主要な事業ごとに柔軟な医療連携体制を構想。
- (3) 病院の規模でなく医療機能を重視した医療連携体制を構想。

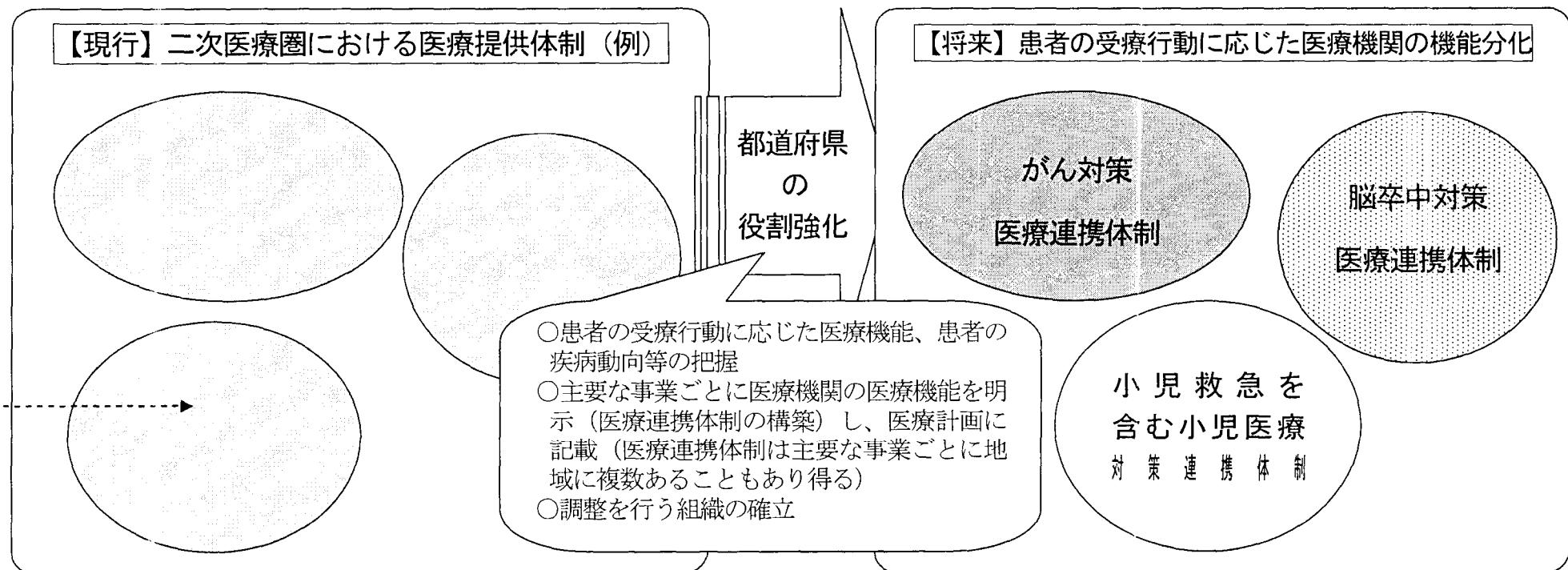
地域の医療連携体制のイメージ

～「医療機関完結型医療」から「地域完結型医療」へ～

17



国・都道府県が支援する医療連携体制（イメージ）



18

『医療機能の役割分担・連携が求められる背景』

- (1) それぞれの医療機関がどのような医療機能を有しているのか住民・患者に分かりにくいくこと。
- (2) 医療機関の機能分化がなされていないと、各医療機関がすべての疾患に対応した医療資源を有することが求められること。
- (3) 専門医の不足によって、1人の医師にかかる労働の負荷が過大なものとなること。

『医療機能の役割分担・連携が推進された将来の姿』

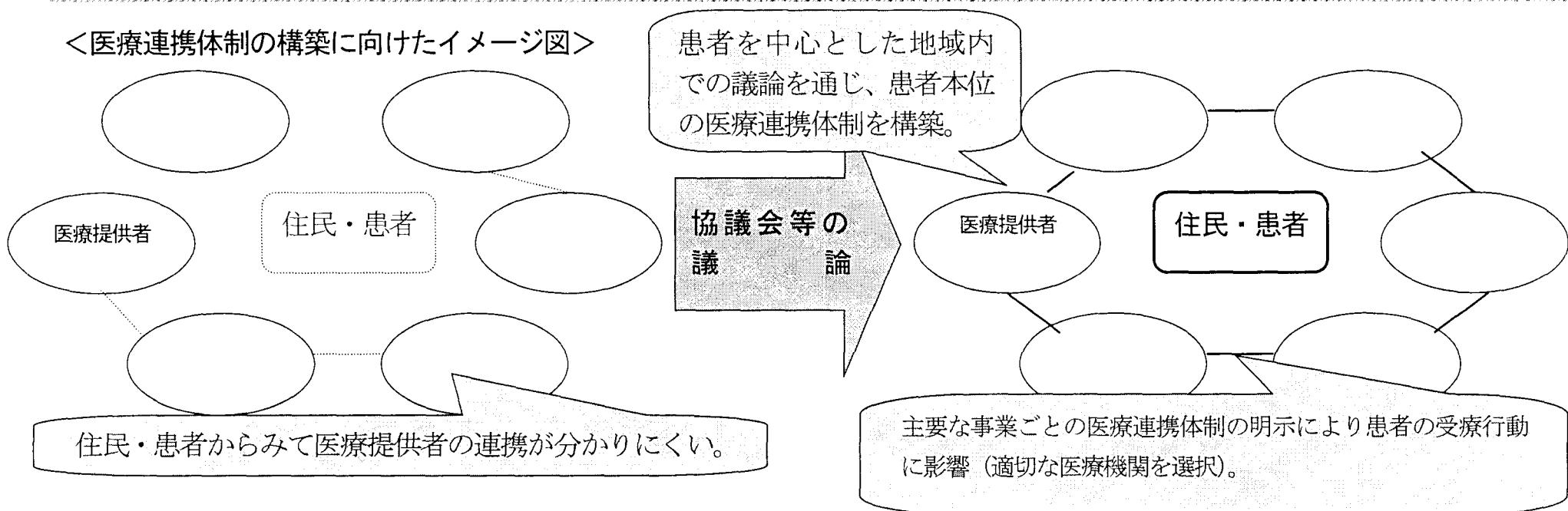
- (1) 医療計画において、主要な事業ごとに医療機能が一元的に分かる。
- (2) 各医療機関において重点的に強化すべき医療機能が明確になる。
- (3) 医療機能の明確化により、専門医の獲得や医療の質の向上に寄与する。

医療連携体制の構築に向けたプロセス（イメージ）

＜医療連携体制の構築に向けたプロセスの考え方＞

- 都道府県知事が主要な事業ごとに構築される医療連携体制を支援するに当たっては、例えば、一定の圏域ごとに都道府県が主催する住民、直接診療に関与する者（医師・歯科医師・薬剤師・看護師など）、保健事業を実施する者、市町村（保健・介護・福祉）、医育機関や臨床研修病院の代表など地域医療に関与する者が協議・検討（医療連携体制協議会（仮称））することなど、都道府県の実情に応じた医療連携体制の構築方法があるものと考える。
- そういった検討を経た上で都道府県知事は、診療又は調剤に関する学識経験者の団体、健康増進事業実施者、市町村などを構成員とする都道府県医療審議会に主要な事業ごとの医療連携体制及び中心となって医療連携体制の調整を行う組織に意見を聴き、医療計画を作成するものとする。
- なお、主要な事業ごとの医療連携体制については、医療計画の見直しに伴って、少なくとも5年ごとに再検討を加えることとする。

＜医療連携体制の構築に向けたイメージ図＞



～ 中心となって医療連携体制の構築に向け調整する組織の役割（案）～

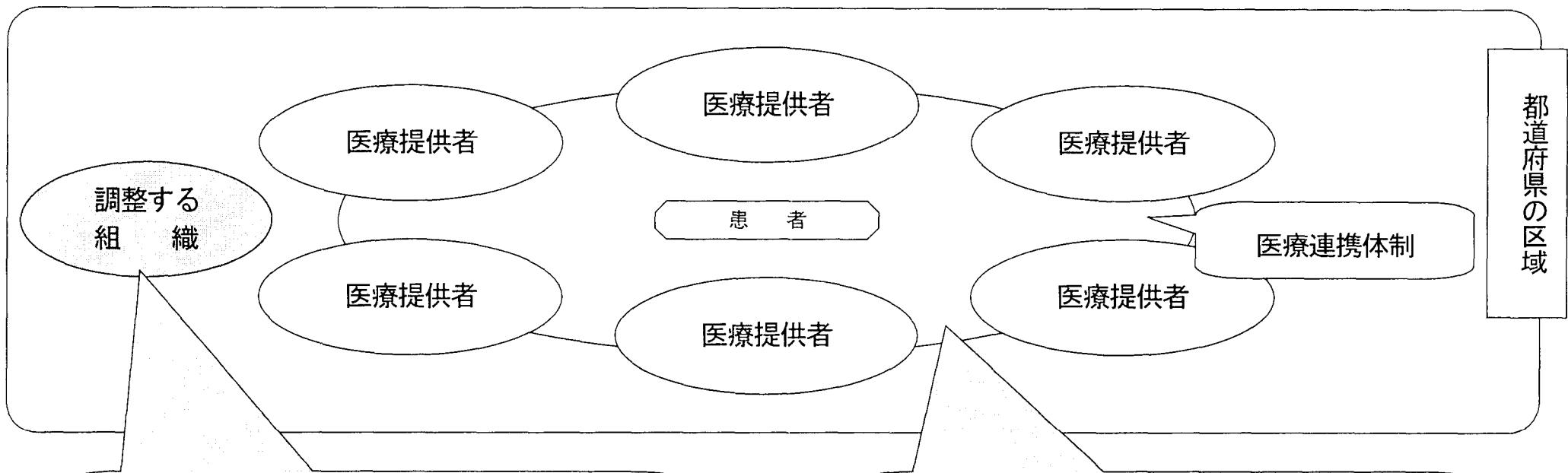
- ◇ 中心となって医療連携体制の構築に向け調整する組織は、(1) 各医療機関が有する医療機能を患者に適切に情報提供できるよう調整する役割、(2) 医療連携体制全体でもって、患者に対し切れ目のない医療サービスの提供に向け調整する役割、(3) 地域の医療従事者の研修など人材養成の中心となる役割という3つの役割を担うことが求められる。
- ◇ この3つの役割を担うことを客観的に評価するために、①住民・患者から見た視点、②地域の医療機関から見た視点、③ 中心となって調整する組織自らの視点を基に医療連携体制の構築に向け、当該組織が活動できるような環境を整備することとしてはどうか。

20

医療連携体制の構築に向け、中心となって調整する組織の考え方（案）	
①住民・患者から見た視点	・ 診療情報の提供など住民・患者に対する理解の促進に寄与しているかどうか。
②地域の医療機関から見た視点	・ かかりつけ医や他の機能を有する医療機関との連携を密接に行ってているかどうか。
③中心となって医療連携体制の構築に向け調整する組織自らの視点	・ 地域の医療従事者の研修など人材養成について積極的に取り組んでいるかどうか。

- 上記の考え方を参考にしながら、医療連携体制協議会（仮称）は各医療提供者の医療機能に係る情報を都道府県知事に提示。
- 都道府県知事は提示された医療機能に係る情報について医療計画に明示。

医療連携体制とそれを調整する組織が地域において構築する質の高い効率的な医療提供体制（イメージ）



21

【 調整する組織の役割 】

- ①診療情報の提供や、現在の病態と必要な医療、そしてそれを提供する各医療提供者の医療機能などについて、各医療提供者が患者に対し適切に情報提供し、説明することができるよう調整すること。
- ②患者の視点に立って、医療連携体制全体でもって、患者に対し、治療計画に沿った医療サービスを提供できる体制の構築に向け、各医療提供者間を調整すること。
- ③医療連携体制全体の医療の質の向上のため、医療従事者の研修など積極的に取り組むこと。

【 医療連携体制の役割 】

- ①医療連携体制内の各医療提供者による密接な医療連携によって、治療計画に沿った医療を患者に提供し、日常生活への速やかな復帰を目指した質の高い医療の提供に寄与すること。
- ②医療連携体制内で、医療機能に応じた適切な医療連携を推進し、治療計画に沿って患者に対し質の高い医療サービスを効率的に提供する体制を構築すること。
- ③日常生活の復帰に向けた患者の治療経過について、医療連携体制内で再検証できるようデータ整備に努めること。

※上記の役割を担う組織から各医療提供者の医療機能に係る情報を得た都道府県は、都道府県医療審議会の意見を基に、医療連携体制内の各医療提供者名とその有する医療機能に係る情報を医療計画に明示する。

医療連携体制を支える高度な医療機能を有する病院の必要性

【質の高い医療サービスを提供する医療連携体制の構築における課題と対応の方向】

1. 以下の3つの課題について対応していくためには、医療連携体制を支える高度な医療機能を有する病院の確保が必要。
 - (1) 圏域を越えた高度又は専門的な医療の提供をどのように確保していくのか。
 - (2) 都道府県内に複数ある医療連携体制の医療水準をどのように向上させていくのか。
 - (3) 人的支援を通じた安定的な医療提供をどのように図っていくのか。
2. 上記の病院を適切に確保していく観点から、国及び都道府県がこれらの病院の位置づけに関わる仕組みについて検討。

(課題1) 圏域を越えた高度又は専門的な保健医療サービス提供
(主な論点)

- ◆高度な医療技術や専門性を必要とする治療など通常の圏域では継続的な対応が困難な医療需要に対し、どのように対応するべきか。
- ◆治療後の患者の日常生活への復帰をにらんだ医療連携をどのように構築していくべきか。
- ◆日常生活復帰後の再発に備えた医療連携をどのように構築していくべきか。

(課題2) 地域に複数ある医療連携体制の医療の質、水準の向上
(主な論点)

- ◆主要な事業ごとに都道府県の医療の質、水準の向上、均てん化を図っていくことが必要ではないか。

(課題3) 人的支援を通じた安定的な保健医療サービスの提供(主な論点)

- ◆医療連携体制の医療サービスを安定的に提供するため、都道府県や高度な医療機能を有する病院による人的支援を推進していくべきではないか。

医療連携体制とそれを支える高度な医療機能を有する病院との関係<イメージ>

23

